

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成17年12月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	4号機	プラント起動時、電気出力を約59万キロワットまで上昇させたところ、復水器真空度の低下傾向が見られたため、出力上昇を中断し、原因を調査	12月6日公表済
2	4号機	プラント起動時、電気出力を約55万キロワットまで上昇させたところ、再度、復水器真空度の低下傾向が見られたため、出力上昇を中断し、原因を調査	12月7日公表済

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	搬出物品(アルミテープ)測定時、許容値超えが認められたため、当該物品を回収	
2	1号機	タービン建屋2階空調室(非常用ガス処理系付近)において、床コンクリートに剥離及び亀裂が認められたため、当該部を点検・修理	
3	1号機	硫酸第一鉄注入装置ろ過水元弁において、本体フランジ部よりリークが認められたため、フランジ部を点検・修理	
4	1号機	消火系ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンクにおいて、ベントフィルタに腐食が認められたため、当該フィルタを点検・修理	
5	1号機	タービン建屋地下電気品室エリアにおいて、火災報知器の誤作動が認められたため、火災報知器を点検	
6	2号機	消防署立ち入り検査において、「タービン建屋2階の屋内消火栓ボックス前に、操作に支障となる物件を置かないこと」との指導を受けたため、関係者に周知及び対応を検討	参考
7	2号機	原子炉再循環ポンプ(A・B)の温度記録計(TR-2-2-31)において、打点NO. 1(再循環ポンプA駆動モータスラスト軸受上面温度)及び打点NO. 14(再循環ポンプBモータスラスト軸受下面温度)に指示不良(オーバースケール)が認められたため、当該記録計を点検・校正	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
8	2号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置の膨張水槽において、レベルゲージ下部より水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	
9	2号機	タービン補機冷却水ポンプ(A)運転中、ベント弁(V-36-152)よりシートリーク(1滴/20秒程度)が認められたため、当該弁を点検・修理	
10	3号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ(A)の吐出圧力計において、指示不良(指針固着)が認められたため、当該圧力計を点検・校正	
11	3号機	停止中の排ガス真空ポンプ(A)吐出圧力計において、指示不良(ダウンスケール)が認められたため、当該圧力計を点検・校正	
12	3号機	タービン建屋交流120V計測用分電盤(3-2)の扉において、開閉不良が認められたため、扉を点検	
13	4号機	高圧復水ポンプ入口配管のサンプリング取出し部(SP-10)において、水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	12月12日公表済
14	4号機	非常用ディーゼル発電機(4B)の燃料移送ポンピットにおいて、排油配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	
15	4号機	廃棄物処理系廃液サージポンプにおいて、ケーシングドレン弁よりシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理及び対応を検討	
16	4号機	所内ボイラ室空調機(HVH4-7)加熱蒸気入口母管ドレントラップ前弁(V-75-39)において、グランドリークが認められたため、グランド部を点検・調整	
17	5号機	廃棄物処理系機器ドレン系廃スラッジサージタンク記録計において、指示不良(変動)が認められたため、当該記録計を点検・校正	
18	5号機	炉心スプレイポンプ(A)室において、潤滑油ポンプ上部にある電線管に固定されているアース線の外れが認められたため、アース線を修理	
19	5号機	空気抽出器(B)第一段入口蒸気圧力計において、カバーのゴムパッキンが変形し、正常に取付けられないため、当該パッキンを交換	
20	5号機	原子炉建屋機器ドレンサンプ(A)系において、サンプリングシンク及び架台に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	
21	5号機	炉心スプレイポンプ(A)電動機軸受油ブロー配管において、閉止栓が取り付けられていないため、閉止栓を取り付け	
22	5号機	停止中の非常用ディーゼル発電機(5B)冷却海水ポンプ(D)の出口ストレーナ差圧計(DPI-46-40-124D)において、指示不良(オーバースケール)が認められたため、当該差圧計を点検・校正	
23	5号機	非常用ディーゼル発電機(B)始動用空気槽において、2次ブロー弁(V-21B-2)よりシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
24	5号機	タービン建屋大物搬入口前にある加熱蒸気凝縮水移送配管において、エルボ部より蒸気リーク(微少)が認められたため、当該部を点検・修理	
25	6号機	所内ボイラ給水ヒドラジン注入ポンプ回転数変換器(Z-P61-071)の特性試験時、指示精度外が認められたため、当該計器を交換	
26	6号機	所内ボイラ給水ヒドラジン注入ポンプ回転数調節器(SIC-P61-070)の特性試験時、マニュアル操作不能が認められたため、当該計器を交換	
27	6号機	燃料プール冷却浄化系熱交換器(A)安全弁(RV-G41-VFC-A V)において、シートリーク(鉛筆1本程度)が認められたため、当該弁を点検・修理	
28	6号機	燃料プール冷却浄化系熱交換器(A)の出口弁(V-G41-F008A)において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
29	6号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器(B)入口弁において、操作スイッチの取り付け位置にズレが認められたため、正規の位置に取り付け	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
30	6号機	廃液濃縮器循環ポンプ(A)出口戻り弁(F-1432A)において、銘板の外れが認められたため、銘板を取り付け	
31	その他	水処理設備排水処理装置の活性炭ろ過器において、上部マンホールフランジ部よりリークが認められたため、当該部を点検・修理	
32	その他	使用済燃料共用プール設備キャスク搬出入エリアの天井クレーンにおいて、電源切替盤気中しゃ断器(P/CB-6C)操作時、警報回路に誤動作が認められたため、当該回路を点検・修理	
33	その他	消防署立ち入り検査において、「事務本館2階(保全部)給湯室の電気ポット2台の電源が定格電流を超えている」との指導を受けたため、対応・検討	
34	その他	消防署立ち入り検査において、「プロセス建屋4階のダクト付近に設置されている屋内消火栓の表示を見やすい位置に取り付けるように」との指導を受けたため、対応・検討	
35	その他	消防署立ち入り検査において、「環境管理棟分析室にあるブラインドが避難口の妨げとなっている」との指導を受けたため、対応・検討	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで